

第 7 期介護保険事業計画期間における第 1 号被保険者の介護保険料について

1 保険給付費等の変更

(1) 次期（第 7 期）の「広島市高齢者施策推進プラン中間とりまとめ」以降の変更内容

① 直近のサービス利用実績（平成 29 年 3 月～9 月）を踏まえて介護サービス量の見込みを再計算したこと等による変更

② 介護報酬の改定による変更

介護報酬の改定率 + 0.54%

③ 介護保険制度改正等に伴う変更（国から新たに影響額の算出について示されたもの）

- ・ 一定以上所得者の利用者負担割合の変更（2 割→3 割）
- ・ 「新しい経済政策パッケージ」（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）に基づく介護人材の処遇改善に伴う報酬改定（平成 31 年 10 月～）
- ・ 消費税の引上げに伴う報酬改定（平成 31 年 10 月～）

(2) 変更後の保険給付費等の見込み

(1)の①～③の変更内容を踏まえて再計算した結果、最終的な本市の保険給付費等の見込額（3年間合計）は、次期（第 7 期）の「広島市高齢者施策推進プラン中間とりまとめ」で示した金額（介護報酬の改定等を見込む前の金額 約 2,778 億円）から増加し、2,837 億 3,400 万円となる。

区 分	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	合 計
保 険 給 付 費	829 億 900 万円	861 億 3,600 万円	896 億 2,300 万円	2,586 億 6,800 万円
居 宅 サ ー ビ ス	552 億 1,600 万円	574 億 9,800 万円	600 億 2,100 万円	1,727 億 3,500 万円
施 設 サ ー ビ ス	233 億 9,700 万円	239 億 7,000 万円	244 億 9,900 万円	718 億 6,600 万円
特定入所者介護サービス	22 億 2,400 万円	22 億 5,000 万円	22 億 8,000 万円	67 億 5,400 万円
高額介護サービス費等	20 億 7,200 万円	24 億 1,800 万円	28 億 2,300 万円	73 億 1,300 万円
地 域 支 援 事 業 費	80 億 9,100 万円	83 億 7,600 万円	85 億 9,900 万円	250 億 6,600 万円
合 計	910 億円	945 億 1,200 万円	982 億 2,200 万円	2,837 億 3,400 万円

2 保険料（基準月額）（案）

区分	第6期 （現行）	第7期 （案）		2025年度 （試算）	
		改定増額	改定率		
保険料 （基準月額）	5,868円	6,170円 [6,100円前後]	+302円 [+250円前後]	+5.1%	8,400円程度 [8,200円前後]

※ [] 内は次期（第7期）の「広島市高齢者施策推進プラン中間とりまとめ」で示した金額

なお、介護給付費準備基金取崩額は、保険給付費等の見込みを再計算したことを踏まえ、「広島市高齢者施策推進プラン中間とりまとめ」で示した29億円から34億円に変更し、保険財政の安定的な運営を確保しつつ、第7期計画期間の保険料の上昇を抑制する。

（参考） 第6期及び第7期計画期間における保険料比較

要件		第6期			第7期			
		所得段階	割合 ※1	保険料月額	所得段階	割合 ※1	保険料月額	
生活保護受給者等、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税		第1	0.5 (0.45) ※2	2,934円 (2,640円) ※2	第1	0.5 (0.45) ※2	3,085円 (2,777円) ※2	
世帯全員が市民税非課税	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額	80万円以下	第2	0.7	4,107円	第2	0.7	4,319円
		80万円を超え120万円以下	第3	0.75	4,401円	第3	0.75	4,628円
		120万円超	第4	0.9	5,281円	第4	0.9	5,553円
本人が市民税非課税（世帯に課税者あり）	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額	80万円以下	第5	0.9	5,281円	第5	0.9	5,553円
		80万円超	第5 (基準月額)	1.0	5,868円	第5 (基準月額)	1.0	6,170円
本人が市民税課税	本人の前年の合計所得金額	125万円以下	第6	1.1	6,454円	第6	1.1	6,787円
		125万円を超え200万円未満	第7	1.25	7,334円	第7	1.25	7,713円
		200万円以上300万円未満	第8	1.55	9,095円	第8	1.5	9,255円
		300万円以上400万円未満	第9	1.65	9,681円	第9	1.7	10,489円
		400万円以上600万円未満	第10	1.8	10,562円	第10	1.85	11,415円
		600万円以上800万円未満	第11	2.0	11,735円	第11	2.05	12,649円
		800万円以上1,000万円未満	第12	2.2	12,909円	第12	2.25	13,883円
		1,000万円以上	第13	2.4	14,082円	第13	2.45	15,117円

※1 所得段階別に示す割合とは、基準月額に対する割合。

※2 () 内は、平成27年度から公費を投じて行っている保険料軽減措置後の割合及び保険料月額。

※3 第7期保険料の算定に当たっては、合計所得金額から土地等の譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用いる。また、第1段階から第5段階は、合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額を用いる。